

# 東村山市ケアマネジメントに関する基本方針

令和2年2月17日作成

## 1. 基本方針策定の目的

介護支援専門員は、介護保険法並びに関係法令を遵守し、多様な福祉施策への知見を有した上で、高齢者の自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントを行う必要がある。基本方針を策定し、広く周知し、当市のケアマネジメントのあり方を明らかにし、市と介護支援専門員が、基本方針を共有することで、ケアマネジメントの質の向上を図るため。

## 2. 3つの基本方針

### ① 尊厳保持

「楽しみのある幸せな暮らし」の実現をすべく、本人の尊厳を大切にしたい本人らしいケアプランを作成ができる。

介護保険法第一条「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うために、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と示されている。

「尊厳」とは、利用者がその人らしく生活する上で、守られるべき最低限度の倫理です。介護支援専門員は、ストレングスに着目したアセスメントを実施し、サービスが必要な心身の状況になっても、利用者の「したい・できるようになりたい」の気持ちを大切にしたい、本人らしさの発揮できるケアプランを利用者の自己決定のもと作成できる。

### ② 自立支援

個々の利用者にとってそれぞれの自立支援をアセスメント通して捉えることができる。

介護保険法第二条「被保険者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるように配慮されな

ければならない。」と示されている。

介護支援専門員は、利用者へ「自立支援」を働きかけ、ストレングスに着目したアセスメントを行いケアプランに反映できる。また、自立支援をかなえるために、チームで情報を共有し、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスも積極的に取り入れて、住み慣れた地域で本人が安心して生活できるケアプランを作成できる。

### ③ 重度化防止

「楽しみのある幸せな暮らし」の実現をすべく、ご本人の尊厳を大切にしたい本人らしいケアプランが作成できる。

介護保険法第四条「国民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進を努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」と、示されている。

介護支援専門員は、利用者の状態変化を見逃さない、また、予後予測を重視し、利用者ごとの「できること」を大切にしたいケアプランを作成できる。